

三木町農業委員会

令和 8 年 6 月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和8年6月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和8年6月22日
(会議時間) 13:30～15:22
(開催場所) 三木町防災センター 2階 第1研修室

出席委員数 13名

2番	松田	隆雄
3番	平井	直行
4番	沖藤	高奨
6番	古市	哲
7番	溝渕	常雄
9番	原内	健正
10番	森	宏樹
12番	鈴木	勤
14番	岡田	久
15番	川田	正憲
16番	藤澤	勇一
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

事務局

1. 美馬一生事務局長
2. 岩嶋裕美副主幹
3. 大西哲哉主任主事

関係者 (香川県農地機構)

1. 多田玉紀参事

(1) 農地法関係

(別紙) 議案書

議案第1号 農地法第3条(委員会)の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条(知事)の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条(知事)の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条事業計画変更申請について

議案第5号 農地中間管理事業法第19条の2【農用地利用集積等計画一括方式】について

議案第6号 地域計画変更申出に係る意見聴取について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 「令和9年度 農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見」県提出への意見について

13時30分 開会

- 事務局 それではただいまから、令和8年第6回農業委員会定例総会を開会いたします。本日、高重委員、地下委員、多田委員より欠席の連絡をいただいております。また、本日の出席委員数は17人中13人で過半数の出席となっていることを報告させていただきます。それでは開会にあたりまして、高尾会長よりごあいさつをお願いいたします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。それでは規定により会長は議事録署名委員を指名することとなっておりますので、会長より本日の署名委員の指名をお願いします。
- 会長 (議事録署名委員指名)
- 事務局 それでは本日の議事に入る前に、先程会長からもありましたように報告と説明がありますので、2点ほど説明させていただきます。
まず1点目でございます、4月の定例総会におきまして、農地法第5条申請のありました[]の件についてその経緯とご報告をさせていただきたいと思っております。本件につきましては、本年4月20日の本三木町農業委員会定例総会におきましてご承認いただきまして、町農業委員会から香川県へ許可相当として進達したところでございます。その後の4月28日に開催されました香川県農業会議が実施します常設審議委員会におきまして、近日予定されていまして転用事業者代表が行う地元水利などとの話し合いの状況をふまえと、判断をいったん保留とされましたが、申請者代表と地元との話し合いは未実施となったものの、転用事業者代表から引き続き話し合いの機会確保につとめていくことや、町も話し合いの機会の確に向けて指導していくとの考えを受けまして5月12日付で香川県農業委員会の条件付き許可相当とされたことでございます。その後の5月28日に開催されました、常設審議委員会に私や担当者が出席いたしまして改めて農地転用事務処理上での問題はみられないことの町農業委員会の考えと、香川県農業会議が示しました条件付き許可相当の条件にあたる、転用事業者代表が地元水利組合や関係者に対し説明責任を果たし、本件の土地・用途転用に理解が深まり転用許可後の畜産事業が円滑に前進していくよう町も継続して双方に働きかけていくことの説明をし、理解をいただいたところであります。以上の経緯をふまえて転用許可権者であります香川県から令和8年5月29日付で許可が下りたという状況になっております。以上が経緯でございます。続きまして先月の定例総会で委員よりご指摘のありました農地利用集積計画の経営面積記載内容について担当より説明させていただきます。
- 事務局 議案書の農地中間管理事業法第19条の2、【農地利用集積計画一括方式】上の経営面積について、議案書の貸付面積よりも少ない面積が記載されているような案件があり、経営面積よりも大きい面積の農地を貸すことになるというような意味で疑義が生じておりました。従来本議案書は農業委員会サポートシステム、農地台帳のシステムを使用して作成しておりますので、定例総会後に原因を調査しました。こちらでいう経営面積とは自作地及び借受地の合計になります。こちらは対象者が現在貸し付けている土地は経営面積から除外されることになっていますが、それに加えて過去に貸し付けたことがあり貸借期間が終了している土地、つまり現在は自作地になっている土地についても過去に貸し付けたことがある土地は貸付地扱いで経営面積から除外されているということが判明いたしました。サポートシステムの問い合わせ窓口にも確認いたしました、貸借期間が満了しても自動では貸付地から自作地扱いにはならないということで、現在一括で変更修正ができる方法を窓口にお問い合わせ中です。一括修正ができるまでの耕作面積証明等については経営地内の貸付地の増減が正しいか間違っているかを確認した後に発出するというように対応したいと思っております。
続きましてお手元の例と記載のある紙をご覧ください。先程のとおり経営面積の件で調査をしておりましてところ、サポートシステムへの入力最初の入口のところで令和7

年の4月以降誤りがあったということがわかりました。農地の貸借につきまして令和7年の3月以前は農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画、いわゆる相対契約と農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく促進計画、農地法第3条に基づく相対契約と大まかに分けて3つの手段が存在しました。令和7年4月以降は農業経営基盤強化促進法の集積計画は廃止され、農地法第3条の貸借と、農地中間管理事業の推進に関する法律の農用地利用集積等促進計画の2通りに整備されたところです。

令和7年4月以降分については先ほど申しあげたとおり、現在まで使用している農地中間管理事業法第19条の2の【農地利用集積計画一括方式】ではなく、内容についてはほとんど変わらないのですがお手元にある農用地利用集積等促進計画の公告について

（一括契約）こちらの方の様式を使用する必要があったところをできておりませんでした。こちらは東かがわ市にも確認したところこちらの新しい様式の方を使用されているということです。こちらはシステムから作成している様式になりますが先ほど申しあげた経営面積については記載がないというふうになっております。経営面積の記載がなくなった経緯や理由については窓口を確認中ですが調査中ということで回答はいただけておりません。こちらのサポートシステムの問合せ窓口を確認しながら修正作業を行っていく予定です。なお、システム入力の際の誤りと申し上げましたが、貸主と借主の貸借関係自体は正しく入力されておりますので、緊急で問題は生じるということはないのではないかと考えております。報告は以上となります。

事務局 それでは以上で1件の報告と1件の説明を終了させていただきまして本日の議事に入りたいと思います。高尾会長議事進行よろしくお願いいたします。

会長 今、事務局から報告がありましたけれども、また後ほどその他のところで質問を受け付けたいと思います。
そうすることで審議の方に入りたいと思います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページをご覧ください。
【議案第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

会長 それでは議案第1号について、地区担当委員より補足説明がありましたら、お願いします。

藤澤委員 今回の3条の一番目ですけど無償譲渡ということになっています。池戸の西の町の境界付近の渡し人の農地を、隣接で借り受けて作っていた譲受人に、もうできないのでもらってほしいと譲渡人の方からお願いしたという経緯でございます。以上です。

会長 次をお願いします。

沖藤委員 こちらの農地は住宅地の真ん中に少しだけ残っていた農地で近所に住む譲受人が買って使うということで、隣接する農地が全くないことと譲受人がすぐ近くにいるということで心配はないと思います。よろしくお願いいたします。

平井委員 3番目ですが田が隣接していて、境界を真直ぐにするための所有権移転なので現状は変わらないので問題はないと思いますのでお願いします。

森委員 4番ですが、譲渡人の自宅の近くの親の空き家が隣接している農地を土地建物と共に一括で売却したということで、購入者が新規就農となっていますが、家庭菜園的に農地を利用するという風に聞いています。問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。

会長 何かご質問はございませんか。1番はこれ県道沿いですか。

藤澤委員 〇から西に 200m行ったところが高松市との境界付近で、その三木町側の土地です。県道には面してないです。

会長 譲受人はお蕎麦屋をやっていて自分で蕎麦を作ってやっているので農地として使ってくれと思います。2 番の新規就農は家庭菜園ですか。

沖藤委員 2 番は〇さんなので転用するかもしれません。

会長 1 号議案採決します。4 件ありますが承認する方は挙手お願いします

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第 2 号は農地法 4 条ですね。議案第 3 号、議案第 4 号の事業計画の変更まで現地調査も一緒に行っているのでもとめて事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。それでは、議案第 2 号農地法第 4 条及び議案第 3 号 農地法第 5 条、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について併せて説明します。議案書の 2 ページをご覧ください。なお、お配りしている別紙の位置図も併せてご覧ください。

 【議案第 2 号及び第 3 号、第 4 号について朗読（別紙、議案書のとおり）】

 以上、議案第 2、3、4 号、農地法第 4 条、5 条、5 条事業計画変更についての説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 本件、議案 2,3,4 号は現地調査に行っていますので、そちらの報告をお願いしたいと思います。

沖藤委員 それでは、現地調査の報告を行います。

 6 月分の農地法関連の申請について、去る、令和 8 年 6 月 19 日（火）の 午前 9：00 から 4 条申請 1 件、5 条申請 1 件、5 条事業計画変更申請 2 件の合計 4 件につきまして、高尾会長、溝渕副会長、平井委員、私（沖藤委員）、事務局 2 名の計 6 名、及び、担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは 2 件ありまして、1 つは 4 条申請 番号 6-1 です。こちらは無断転用で既に造成が行われておりましたが、無断転用の是正ということで、始末書が添付されており問題はないと思います。もう 1 件が 5 条申請の番号 6-1、こちらは添付されている地図を確認したところ田んぼの中に農道が確認できまして、農道について実際に存在するのかどうか追って確認ということでその場は終わりました。その他の件につきまして特に問題はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。

会長 はい。地元の委員の方の補足説明がありましたらお願いします。

平井委員 4 条申請 6-1 ですが、無断転用となっており是正するもので問題ないと思います。

沖藤委員 5 条申請ですが、申請地は神社の隣の農地を神社の駐車場にすることで持ち主の青井さんが主導して、自分が神主をしている神社に売るということで転用申請が出てきたのですが、転用申請に添付されていた地図の中に農道が記載されていまして、その件に関しては追って確認して存在の有無をはっきりさせるということでその場は終わったのですけれども、これについて事務局の方でわかりましたか。

事務局 現地調査の後に申請者から連絡がありまして、申請地内の段差のすぐ横に農道と書かれていたと思うのですが、書く位置が紛らわしく、農道というのは申請地の東側の道全体を農道として指しているという意味で、申請地内には農道はないということでした。

沖藤委員 では農道はないということで申請どおり法的には問題ないということでよろしく願い
します。

会長 入口のところに農道とあったのでその道のことかと思ったら、実際は畦畔で農道は神社
に沿っている道を指しているものであったみたいです。

事務局 5条の事業計画の変更については、地元委員さんはお休みですが。

会長 事業計画の変更は大丈夫でしょう。

会長 では議案第2号、3号、4号について質問のある方いらっしゃいますか。

委員一同 （質問なし）

会長 事業計画の変更は申請がいずれも7年の後半に切れているのですが、持ってくるのが遅
くなっていますが大目に見てよししたいと思います。
それでは採決に移ります。議案第2号 農地法第4条について承認するという方は挙手
をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 はいありがとうございます。
続きまして議案の第3号 農地法第5条について承認するという方は挙手お願いしま
す。

委員一同 （挙手）

会長 はい。
続きまして議案の第4号 農地法第5条の事業計画変更について承認するという方は挙
手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 はいありがとうございます。
それでは続きまして議案の第5号の関係で、サポートシステムの運用の違いがあったの
ですが修正した形での提案をお願いしたいと思います。事務局よろしくお願いします。

事務局 失礼します。続きまして議案第5号農地中間管理事業法の規定によるに農地利用集積計
画ついて説明いたします。こちらについては新規のみの説明とさせていただきますので、
議案書の7ページをご覧ください。
【番号3-44番から朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。ご審議よろしくお願いします。

会長 はい、確かに結構な件数がありました。農業委員さんの方に情報が行っていないものも
あるかと思います。ご確認ください。ご質問がございましたらお願いします。
古市委員さん、 は頑張ってますね。

古市委員 新規といわれましたが、すべて相対からの更新です。
1つお聞きしたいのですが、9ページの09-50で譲受人が綿・イモということで耕作され
ることなののですが、園芸か何かされているのでしょうか。

農地機構 譲受人が農地のすぐ近くに生まれまして、261㎡の小さい農地なのですけれども自分
で利用する程度の作物を作るために、以前は相対で借りられていてその更新となっ
ています。綿は何に利用するかは具体的には聞いていません。季節によって植えている
ものを変えているようです。家庭菜園のようなものだと思います。

溝淵会長代理 12-53 の譲受人は初めてですか。

農地機構 初めてではありません。■■■■■さんの名前で貸し借りされている■■■■■さんと同じ動きをされている方で大元の会社は高松の■■■■■という障害者支援の会社です。障害を持った方々の作業の場を借りていらっしゃいます。

会長 他に何かありませんか。
表の中に耕作面積（経営面積）というのなくなっていますが、しばらくこの形でいかせてください。
議案第 5 号の集積計画について承認するという方は挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 ありがとうございます。全会一致で承認されました。
それでは、議案第 6 号 地域計画変更申出について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第 6 号 地域計画変更申出に係る意見聴取について説明させていただきます。議案書の 16 ページをご覧ください。
【議案第 6 号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上で議案第 6 号の説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 （補足説明）
何かご意見はございますか。

古市委員 6-3 の農振除外は止まっていると思うのですが。6 月に止めたので来年まで止まったままですか。

事務局 今回のものは 6 月の分で農振除外の申請が出てきたので最短で 2 か月後になります。

会長 県の開発の問題とか、町の問題とかいろいろからみがあるので。
特になければこの計画で進めるものと思いたいです。皆さんよろしいですか。

委員一同 （同意）

会長 では、最後に報告第 1 号をお願いします。

事務局 失礼します。報告議案第 1 号について説明させていただきます。議案書の 17 ページをご覧ください。
【報告第 1 号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上で報告議案の説明を終わります。

会長 それでは審議等は以上で終わります。
香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。
令和 8 年 5 月分としまして、農地法第 4 条につきましては、香川県、三木町ともに 0 件です。農地法第 5 条につきましては、香川県が 12 件、41,259.33 m²、三木町は 1 件、412.00 m²でございます。これは一種農地の関係で田中の幼稚園の横です。

会長 それでは続けてその他に移ります。その他の 1 番目が改善意見の報告について

事務局 4 月の定例会で募集したところ、別紙様式のとおり提案理由と、提案内容のとりまとめをしましたので三木町農業委員会として香川県農業会議に提出いたします。以上です。

会長 内容的にはそういうことですので見ておいてください。

会長 あと 2、3 件やりたいと思います。まず先ほど言っていた集積計画のフォームで例という紙がありますね、これがよく見ると一番上の表題も違うのですよ。今までうちで使っ

ていたものと。例と書いてあるものこれは今出てくるフォームで、この中にはそれぞれの耕作者の経営の耕作面積が出てこないのですよ。ただ今問題なのはもう一つ三木町内の耕作面積を集計するプログラムがちょっとおかしい。これも見直しして、耕作証明書とかいろんな管理をきちんとしてないといけないのでそれはそれできちんと整理していくと。こっちのサポートシステムは全国的なソフトなので今農業会議にあげてどういう風な対応するか検討していくということになっております。

古市委員 経営面積が今までの過去のものは記載されてあったのですが、今月のものは記載されていない状況です。実際には議案として経営面積は審議案件でないのを見る必要はないかと思うのですが、準備するなかで経営面積はみんなが関心の高いところであって、できれば備考欄のところにでも入れていただければありがたいと思います。

会長 手作業で入れることになると思う元のデータも今ちょっとおかしくなっているので、見直しして整備しないといけないですね。

事務局 そうですね。今整備中です。すぐにはちょっと難しいのでお時間をいただいて。今までのサポートシステムの中では解約処理が自動で行われない仕様になっていまして、そこをまず一括更正補正という方法でどうにかできないかということで作業しているところです。それができたら反映されているかどうか確認が必要だと思いますので、少しお時間がかかるのではないかと思います。

会長 一応、県の方にも増減がどういう形で出来るようになるかということを問い合わせしております。もう少し時間をいただきたいと思います。町は町のデータでできているのですか。

事務局 全国同じものなので出来ていないです。検証中です。

会長 そういうことでよろしいですか。

委員一同 (同意)

会長 それと、資料として今日お出しした本県による地域計画の推進状況と今後の取り組みについてというもので、(資料説明他)。
ということで、なにかご意見ございますか。退任される方はあとひと月ですのでよろしくをお願いします。これは言っておかないといけないと思っている方はご意見をお願いします。では今日は以上で終わりにしたいと思います。
それでは事務局へ進行をお返しします。

藤澤委員 ちょっといいでしょうか。先ほどの[]は条件付きで県から許可がおりていると聞いたのですが、地元の協議に三木町の農業委員会として何かしなさいというものがあったのですか。

事務局 農業委員会としてはどこまで関われるかという話なのでしょうか。大きく言うと当事者同士の話であるということでありますから、直接に調整に入ったりできる立場ではありません。ただ一方で町の事業としてクラスター事業というのですけれども進めていくかではすべてを「知らない」というわけにはいきませんので、やはり一番いいのは事業者側と地元がある程度理解ができて円滑に進んでいくように町として引き続き双方に指導していくという立場で、あくまで中立でありますけれども、具体的に町として特別に何かするというわけではありませんが、理解が深まるような取り組みを、町として双方に指導していくという立場での意見をお伝えしていくということです。

藤澤委員 農業委員会で意見の始末をつけるというわけにはいかないのですね。

事務局 そういう立場ではないということです。

藤澤委員 それでもいづらか農業委員会は話に入っていくといけないということですね。まったく知らないというわけにはいかないということですね。

事務局 農業委員会としては、そこは今回許可するということで県の方にも上げて、県の方も許可という形の一つの結果が出ましたので、いわゆる正式な何かをしないといけないということは手続きにはありませんけれども農業委員会ではなく町の事業として畜産の振興という立場がありますから、それについてはそれが円滑に進むように目配りしていく必要があるのかなと考えております。

藤澤委員 町としても畜産振興は考えていけないといけないですからね。なんでもかんでもだめということではないと思いますからね。

事務局 中立ではありますけれども、畜産振興という観点もありますので事業者がそういうことで今取り組んでおられるということでもありますからそこは円滑に進んでいけるようにということでもあります。

藤澤委員 県としてはあくまでも地元の関係者との協議でやりなさいというのが基本的にあるのでしょね。三木町農業委員会をとおしなさいという話はなかったのですね。

事務局 当然そこを経て5月29日の許可が出たということですので手続き上の結論は出たということです。条件付きの許可というのは農業会議がそのような形で最終的な判断をしたということで、最終は香川県が許可という形で判断をされたということです。

会長 農業委員会と三木町が地元の話し合いがうまくいくように努力しなさいよということですね。

藤澤委員 なかなか難しいところですね。県はそう言ったら終わりですから。条件的なものは提示してありますよと、後は地元や町や農業委員会の関係者でやってください的ないつもの県のパターンですね。大事な話ですから。

会長 そのような形で地元では緩やかに話し合いをしている感じではあると思います。

事務局 一部の人がね、反対されていますから。

会長 県としても地元側が反対の旗を振りだしたらまずいから。

岡田委員 地元では今のところその話はあまり出てきていないです。

会長 地元としても感情的に反対、反対と言っているから。転用事業者が問題を具体的に一つ一つつぶしていくなかでやっていくということになろうかと思います。鶏にしても牛にしてもなかなか新しくそこに開業するとなったらみんなが賛成してくれるというのは難しいと思います。今日あった[REDACTED]のところも横が自分がやっているところだから広げるという形では地元の理解、同意がとりやすいけど、そういうことでご理解いただきたいです。

事務局 それでは、その他連絡事項としまして7月の行事予定等について、お知らせいたします。
【行事予定について通知】
連絡事項は以上になります。

事務局 以上を持ちまして農業委員会6月の定例会総会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ様でした。